

「向日市子ども・子育て会議」について

1. 「向日市子ども・子育て会議」とは

向日市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。）に定められた合議制の機関として、「向日市子ども・子育て会議条例」に基づき、平成25年11月21日に設置しました。

委員は、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者など、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った、幅広い関係者によって構成されています。

なお、任期は2年としており、今回の委員の任期は令和2年10月4日から令和4年10月3日までとなっております。

2. 向日市子ども・子育て会議の役割

①「向日市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べる
こと
【法第77条第1項第3号】

②向日市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況
について調査審議（PDCAサイクルに期待）すること
【法第77条第1項第4号】

③向日市の確認を受けた特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定子ども園）、
及び地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内
保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること
【法第77条第1項第1号、第2号】

④その他、向日市の子ども・子育て支援に関する必要な調査及び審議